

アムンディ・Jリート・インデックス・オープン

追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ・Jリート・インデックス・オープン」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年8月4日に関東財務局長に提出しており、平成26年8月20日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	不動産投信	インデックス型	その他資産(投資信託証券(不動産投信))	年1回	日本	ファミリーファンド	その他(東証REIT指数(配当込み))

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号
設立年月日：1971年11月22日
資本金：12億円(2014年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
2兆3,216億円(2014年6月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

◎ファンドの特色

- ① 日本の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券(Jリート)を実質的な主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② Jリートへの実質的な投資は、「アムンディ・Jリート・インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます)への投資を通じて行います。
 - 東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行うマザーファンドを主要投資対象とします。
 - 運用の効率化をはかるため、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
 - 東証REIT指数(配当込み)の動きとの連動性の維持をはかるため、不動産投信指数先物取引を活用することがあります。

◆不動産投資信託証券(リート、REIT: Real Estate Investment Trust)とは

不動産を主な投資対象とする投資信託あるいは投資法人の総称です。賃貸オフィスビルや賃貸マンションなど安定した収益を生んでいる不動産を取得し、その賃貸収入や売却により生じた収益から不動産の維持・管理費用や支払金利を差し引いた利益を投資家に分配します。

特に、日本版のリートをJリート(日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。))している不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定めるものをいいます。))とい

◆リートのしくみ

[イメージ図]



◆東証REIT指数とは

東証REIT指数は、東京証券取引所上場の不動産投資信託全銘柄を対象とした「時価総額加重型」の株価指数で、平成15年4月1日より算出・公表されています。基準日である平成15年3月31日の時価総額を1,000として指数化し、現在の時価総額がどの程度かを表します。

ファンドは東証REIT指数の動きに連動する投資成果を目標として運用を行うファンドですが、インデックスとの価格乖離が生じることがあります。

※東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利および東証REIT指数の商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。

※東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

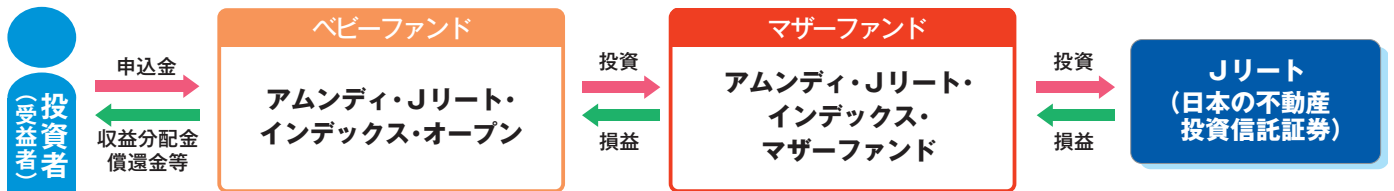
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式^{*}で運用を行います。

^{*}ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

〈イメージ図〉



◎ファンドの運用体制

●投資戦略の決定および運用の実行

CIO (最高運用責任者) に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

●運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

◆運用体制は、本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◎分配方針

●毎決算時(毎年7月14日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。第1期決算日は平成27年7月14日とします。

●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎主な投資制限

●マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

●同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該投資信託証券に東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

●株式への直接投資は行いません。

●外貨建資産への投資は行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主としてリートなど値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① リートの価格変動リスク

ファンドは実質的にリートに投資を行いますので、リートの価格等の変動の影響を受けます。リートの価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リートの収益および財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。ファンドが実質的に投資するリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ 信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産するリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ インデックスとの価格乖離リスク

ファンドは、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行いますが、基準価額が東証REIT指数(配当込み)の動きと乖離する場合があります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

●ファンドの繰上償還

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

・ファンドは平成26年8月22日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

◎基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

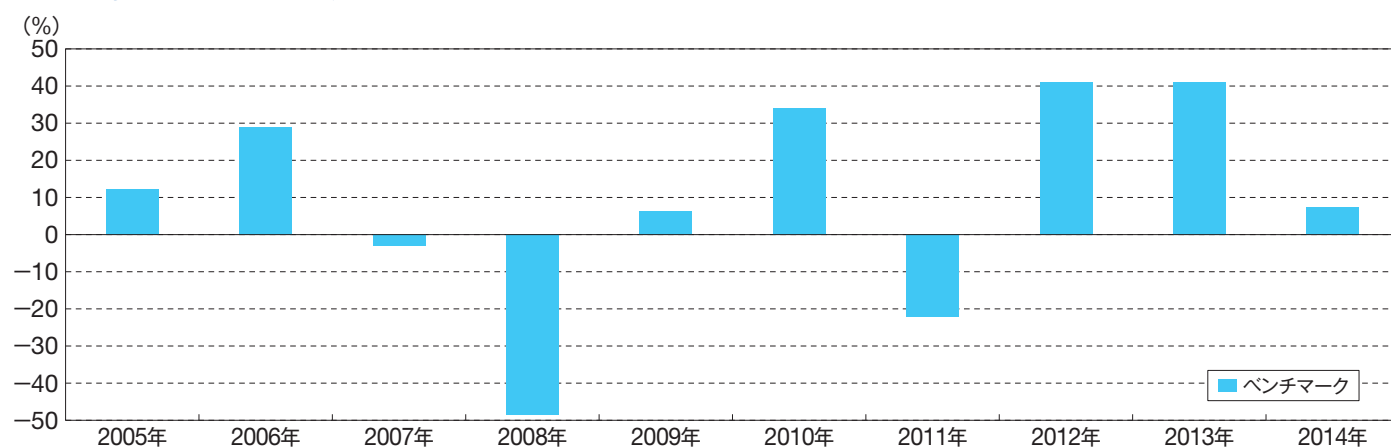
◎分配の推移

該当事項はありません。

◎主要な資産の状況

該当事項はありません。

◎年間収益率の推移 (ベンチマークである東証REIT指数(配当込み)のみを参考として記載しています。)



※東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとします。

※2014年は年初から6月30日までの騰落率を表示しています。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [※] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	当初申込期間:平成26年8月20日から平成26年8月21日までとします。 継続申込期間:平成26年8月22日から平成27年10月14日までとします。 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	平成32年1月14日までとします。(設定日:平成26年8月22日)
繰上償還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回るようになった場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、東証REIT指数が改廃されたとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則毎年7月14日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年7月14日の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の対象ではありません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.4212%(税抜0.39%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 [信託報酬の配分] (年率)					
	<table><thead><tr><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.18%(税抜)</td><td>0.18%(税抜)</td><td>0.03%(税抜)</td></tr></tbody></table>	委託会社	販売会社	受託会社	0.18%(税抜)	0.18%(税抜)
委託会社	販売会社	受託会社				
0.18%(税抜)	0.18%(税抜)	0.03%(税抜)				
その他の費用・手数料	毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます)、受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。 また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。					

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆上記税率は平成26年4月現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

